

### 路上禁煙地区で喫煙した場合過料2,000円

## 千代田区生活環境条例

路上禁煙地区=区内全域の道路、区が指定する公園(下の記事参照)

条例では、路上禁煙地区において、喫煙または吸い殻をポイ捨てした場合は、2,000円の過料を徴収しています。過料は、職員証を携帯している区の職員が告知し、納付書または直接その場で支払ってもらいます。



### 喫煙は喫煙所で

## SMOKING AREA MAP

公衆喫煙所を掲載した地図を配布しています。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、喫煙が可能な飲食店なども加えた地図を4月に作成予定です。

**配布場所** 安全生活課(区役所5階)、出張所、喫煙所、ホテル、協力店舗

※区のHPからダウンロードも可(右の二次元コードからアクセス可)

**その他** 掲載・配布にご協力いただける喫煙所・店舗などを募集しています。詳しくは安全生活課安全生活係(☎5211-4251)へお問い合わせください



喫煙する人も  
喫煙しない人も  
気持ちよく  
暮らせるまちに  
するために



路上喫煙やたばこのポイ捨てなどを防ぎ、誰もが気持ちよく暮らす街にするために区で行っている取り組みを紹介します。

問合せ 安全生活課安全生活係☎5211-4251

制度がさらに充実して利用しやすくなりました

## 屋内喫煙所設置助成制度

民間事業者がビルの空き店舗などを利用して、誰でも利用できる屋内喫煙所を設置する場合、設置や運営にかかる費用を助成します(下表)。申請方法など詳しくは、安全生活課安全生活係(☎5211-4251)へお問い合わせください。

	助成割合	助成期間	対象となる経費(例)
設置費用助成	100% (上限700万円)	1回限り	換気扇、ダクトなど、空気清浄器、灰皿・いす設備などの整備
更新費用助成	100% (上限300万円)	5年に1回 (再申請可)	換気扇、ダクトなど、空気清浄器、灰皿・いす設備などの再整備(交換・修理など)
維持管理費用助成	80% (上限240万円/年)	5年間 (再申請可)	賃料または賃料相当額、電気代、空気清浄機の保守管理費、火災保険料、清掃費など

### 助成制度の主な変更点

- 1 設置費用の助成限度額が500万円から700万円に
- 2 屋内喫煙所の面積要件を撤廃
- 3 維持管理費用の前払い(概算払い)が可能に
- 4 健康増進法の一部改正に適合する必要があります

次のことが新たに必要となります。

- ・出入口で、室外から室内に流入する空気の気流を0.2m毎秒以上の確保する
- ・煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井などによって区画する
- ・煙が屋外に排気されている
- ・施設と喫煙所の出入り口に法で決められた標識を掲示する(標識は区が配布)

## 4月1日から新たに10か所追加 禁煙となる公園・児童遊園・広場

生活環境条例に基づき路上禁煙地区として指定され、喫煙した場合2,000円の過料を徴収します(4月中は猶予期間とし、5月から徴収します)。

### 4月1日から禁煙となる場所(右地図)

①小川広場②隼町広場③九段坂公園④中坂児童遊園⑤堀留南児童遊園⑥神三児童遊園⑦三崎町児童遊園⑧四ツ谷駅前広場⑨西神田けやきの広場⑩西神田百樹の広場

### 現在禁煙となっている場所

東郷元帥記念公園、千鳥ヶ淵公園、麹町こどもの広場、俎橋児童遊園、富士見児童公園、外濠公園、五番町児童遊園、堀留北児童遊園、飯田橋三丁目広場、富士見二丁目広場、西神田公園、神田児童公園、神保町愛全公園、錦華公園、淡路公園、佐久間公園、佐久間橋児童遊園、美倉橋北児童遊園、美倉橋東児童遊園、美倉橋西児童遊園、宮本公園、芳林公園、練成公園、内神田尾嶋公園、秋葉原公園、秋葉原中央令和広場、和泉公園

